

## 教育委員会定例会日程

令和3年（2021年）2月26日

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 会議録署名委員の決定

### 4 議事

#### 日程第1

##### 議案第6号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する  
規則 (教育総務課)

#### 日程第2

##### 議案第7号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (教育指導課)

### 5 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その5)

(資料1 教育部・文化部)

### 6 その他

令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について【資料配布のみ】

(資料2 教育総務課)

### 7 報告事項

(2) 不登校重大事態に係る調査の結果について【非公開】

(資料3 教育総務課)

(3) 不登校重大事態に係る調査の結果について【非公開】

(資料4 教育指導課)

### 8 議事

#### 日程第3

##### 議案第8号

校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】 (教育指導課)

### 閉 会

議案第 6 号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 柳下 正祐

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年小田原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

<p>(1) 図書館活動の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 図書館の管理及び運営に関すること。</p> <p>(3) 図書館協議会に関すること。</p> <p>(4) 図書館関係機関及び図書館関係団体との連絡及び調整に関すること。</p> <p>(5) 図書館資料の運用に関すること。</p> <p>(6) 図書館資料及び地域資料の調査及び研究に関すること。</p> <p>(7) 自動車文庫の運営に関すること。</p> <p>(8) 視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(9) 文学館の管理及び運営に関すること。</p>	<p>文化部長、文化部副部長及び図書館の職員</p>
--	----------------------------

を

<p>(1) 図書館活動の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 図書館の管理及び運営に関すること。</p> <p>(3) 図書館協議会に関すること。</p> <p>(4) 図書館関係機関及び図書館関係団体との連絡及び調整に関すること。</p> <p>(5) 図書館資料の運用に関すること。</p> <p>(6) 図書館資料及び地域資料の調査及び研究に関すること。</p> <p>(7) 自動車文庫の運営に関すること。</p> <p>(8) 文学館の管理及び運営に関すること。</p>	<p>文化部長、文化部副部長及び図書館の職員</p>
--	----------------------------

に

改める。

### **附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

視聴覚ライブラリーを廃止することに伴い、文化部長等に補助執行させる事務から当該施設に関する事務を削除するため改正する。

[内 容]

文化部長、文化部副部長及び図書館の職員に補助執行させる事務から視聴覚ライブラリーに関する事務を削除することとする。（別表関係）

[適 用]

令和 3 年 4 月 1 日

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則  
 新旧対照条文

○小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年小田原市教育委員会規則第2号）（抄）

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	職員	事務	職員
(略)		(略)	
<u>(1) 図書館活動の総合的企画及び調整に関すること。</u> <u>(2) 図書館の管理及び運営に関すること。</u> <u>(3) 図書館協議会に関すること。</u> <u>(4) 図書館関係機関及び図書館関係団体との連絡及び調整に関すること。</u> <u>(5) 図書館資料の運用に関すること。</u> <u>(6) 図書館資料及び地域資料の調査及び研究に関すること。</u> <u>(7) 自動車文庫の運営に関すること。</u> <u>(8) 文学館の管理及び運営に関すること。</u>	文化部長、文化部副部長及び図書館の職員	<u>(1) 図書館活動の総合的企画及び調整に関すること。</u> <u>(2) 図書館の管理及び運営に関すること。</u> <u>(3) 図書館協議会に関すること。</u> <u>(4) 図書館関係機関及び図書館関係団体との連絡及び調整に関すること。</u> <u>(5) 図書館資料の運用に関すること。</u> <u>(6) 図書館資料及び地域資料の調査及び研究に関すること。</u> <u>(7) 自動車文庫の運営に関すること。</u> <u>(8) 視聴覚ライブラリーに関すること。</u> <u>(9) 文学館の管理及び運営に関すること。</u>	文化部長、文化部副部長及び図書館の職員
(略)		(略)	

議案第 7 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について  
学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 柳下 正祐

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第28号その2を次のように改める。

様式第28号（第30条関係）その2 通常学級用

(指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分 / 学年	1	2	3
		学 級			
		整理番号			

各教科の学習の記録											
教科	観 点	学 年	1	2	3	教科	観 点	学 年	1	2	3
国 語	知識・技能						知識・技能				
	思考・判断・表現						思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度				
	評定						評定				
社 会	知識・技能					特別の教科 道 徳					
	思考・判断・表現					学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子				
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
数 学	知識・技能					2					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度					3					
	評定										
理 科	知識・技能					総合的な学習の時間の記録					
	思考・判断・表現					学年	学習活動	観 点	評 価		
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
知識・技能											
思考・判断・表現											
音 楽	知識・技能					2					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
美 術	知識・技能					3					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
保 健 体 育	知識・技能					3					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
技 術 ・ 家 庭	知識・技能					特別活動の記録					
	思考・判断・表現					内容	観 点	学 年	1	2	3
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
知識・技能											
外 国 語	知識・技能					学級活動					
	思考・判断・表現					生徒会活動					
	主体的に学習に取り組む態度					学校行事					
	評定										

生徒氏名

行 動 の 記 録											
項 目	学 年	1			2			3			
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	
基本的な生活習慣					思いやり・協力						
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護						
自主・自律					勤労・奉仕						
責任感					公正・公平						
創意工夫					公共心・公德心						

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項		
第1学年	第2学年	第3学年

出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						

様式第28号その4中

国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・外国語・作業・特別の教科  
道徳

を

国語・数学・音楽・美術・保健体育・理科・社会・英語・作業・特別の教科  
道徳

に改める。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

中学校学習指導要領の全部改正に伴う中学校生徒指導要録の様式の整備を行うため改正する。

[内 容]

市立中学校における生徒指導要録の様式を令和3年度から施行される新中学校学習指導要領に対応した様式に変更することとする。（様式第28号関係）

[適 用]

令和3年4月1日

学校教育法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改 正 後

様式第28号 (第30条関係) その2 通常学級用

(指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学 級				
		整理番号				

各 教 科 の 学 習 の 記 録															
教科	観 点	学 年			1	2	3	教科	観 点	学 年			1	2	3
国 語	知識・技能							知識・技能							
	思考・判断・表現							思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							主体的に学習に取り組む態度							
	評定							評定							
社 会	知識・技能							特 別 の 教 科 道 徳							
	思考・判断・表現							学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子						
	主体的に学習に取り組む態度							1							
	評定														
数 学	知識・技能							2							
	思考・判断・表現														
	主体的に学習に取り組む態度							3							
	評定														
理 科	知識・技能							総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録							
	思考・判断・表現							学年	学習活動	観 点	評 価				
	主体的に学習に取り組む態度							1							
	評定														
音 楽	知識・技能														
	思考・判断・表現														
	主体的に学習に取り組む態度														
	評定														
美 術	知識・技能														
	思考・判断・表現							2							
	主体的に学習に取り組む態度														
	評定														
保 健 体 育	知識・技能														
	思考・判断・表現														
	主体的に学習に取り組む態度							3							
	評定														
技 術 ・ 家 庭	知識・技能							特 別 活 動 の 記 録							
	思考・判断・表現							内容	観 点	学 年	1	2	3		
	主体的に学習に取り組む態度							学級活動							
	評定							生徒会活動							
外 国 語	知識・技能							学校行事							
	思考・判断・表現														
	主体的に学習に取り組む態度														
	評定														

生徒氏名

行 動 の 記 録									
項目	学年	1	2	3	項目	学年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				

総合所見及び指導上参考となる諸事項		
第1学年	第2学年	第3学年

出 欠 の 記 録						
区分	授業日数	出席停止・ 遅刻等の日数	出席しなかった 日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						

改正前

様式第28号 (第30条関係) その2 通常学級用

(指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科の学習の記録											
I 観点別学習状況											
教科	観 点	学 年			教科	観 点	学 年				
		1	2	3			1	2	3		
国 語	国語への関心・意欲・態度										
	話す・聞く能力										
	書く能力										
	読む能力										
	言語についての知識・理解・技能										
II 評 定											
社 会	社会的事象への関心・意欲・態度				学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術
	社会的な思考・判断・表現				1						
	資料活用 の技能				2						
教 学	社会的事象についての知識・理解				3						
	数学への関心・意欲・態度				学年	教科	保健体育	道徳	外国語		
	数学的な見方や考え方				1						
理 科	数学的な技能				2						
	数量や図形などについての知識・理解				3						
特別の教科 道徳											
					学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子					
音 楽	自然事象への関心・意欲・態度				1						
	科学的な思考・表現				2						
	観察・実験の技能				3						
美 術	自然事象についての知識・理解										
	音楽への関心・意欲・態度										
	音楽表現の創意工夫										
保 健 体 育	音楽表現の技能				学年	学習活動	観 点	評 価			
	鑑賞の能力				1						
					2						
技 術 ・ 家 庭	美術への関心・意欲・態度				3						
	発想や構想の能力										
	創造的な技能										
外 国 語	鑑賞の能力										
	運動や健康・安全への関心・意欲・態度				2						
	運動や健康・安全についての思考・判断										
技 術 ・ 家 庭	運動の技能										
	運動や健康・安全についての知識・理解										
外 国 語	生活や技術への関心・意欲・態度				3						
	生活を工夫し創造する能力										
	生活の技能										
外 国 語	生活や技術についての知識・理解										
	コミュニケーションへの関心・意欲・態度										
	外国語表現の能力										
外 国 語	外国語理解の能力										
	言語や文化についての知識・理解										
特別活動の記録											
					内 容	観 点	学 年	1	2	3	
					学級活動						
					生徒会活動						
					学校行事						

生徒氏名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				

総合所見及び指導上参考となる諸事項		
第1学年	第2学年	第3学年

出 欠 の 記 録						
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	転入しなれば ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						

改 正 後

様式第28号 (第30条関係) その4 特別支援学級用

(指導に関する記録)

生徒氏名	学 校 名	学 年	1	2	3
		学 級			
		整理番号			

各教科・特別活動・自立活動の記録

学年 教科等	1	2	3
国語・数学・音楽・美術・保健体育・理科・社会・英語・作業・特別の教科 道徳			
特別活動			
自立活動			

改 正 前

様式第28号 (第30条関係) その4 特別支援学級用

(指導に関する記録)

生徒氏名	学 校 名	学 年	1	2	3
		学 級			
		整理番号			

各教科・特別活動・自立活動の記録			
学年 教科等	1	2	3
国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・ <del>外国語</del> ・作業・特別の教科 道徳			
特別活動			
自立活動			

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その5）**  
**（令和3年2月26日時点）**

**1 令和3年2月3日時点の状況**

- (1) 令和3年2月2日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10 都府県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、同年3月7日まで延長されました。本市においては引き続き環境衛生、健康管理等に配慮しながら**教育活動を継続**することとしました。
- (2) 教育活動継続に伴う取扱い
- ・ **生活面** 学校（園）宛てに引き続きの環境衛生、健康管理等の徹底を依頼
  - ・ **中学校の修学旅行** 全校中止を決定
  - ・ **卒業（園）式** （小）3月23日 （中）3月11日 （幼）3月17日 に実施  
 ※出席範囲は卒業生（園児）・教職員・保護者（1家庭につき1名又は2名）
  - ・ **修了式** 3月25日実施 ※実施方法は各校の判断
  - ・ **入学（園）式** （小・中）4月5日 （幼）4月7日に実施  
 ※出席範囲は入学生（園児）・教職員・保護者（1家庭につき1名又は2名）
- (3) その他の措置
- ・ **学校施設開放** 3月7日（日）まで一時中止

**2 施設（令和3年2月26日現在）**

施設名称	対応状況
小田原文学館、白秋童謡館	3月7日（日）まで休館
郷土文化館	3月7日（日）まで休館
松永記念館	庭園・駐車場整備工事のため3月末まで休館
尊徳記念館	3月7日（日）まで休館
清閑亭	3月7日（日）まで休館
旧松本剛吉別邸、皆春荘	施設整備のため休館
小田原駅東口図書館	閲覧席の撤去、テラス閉鎖、1月12日（火）から平日の開館時間を19時までに変更
中央図書館（かもめ）	令和3年3月下旬（予定）まで、工事のため休館 ※休館中も予約本の貸出を行います。
マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、けやき図書室、国府津学習館図書室、尊徳記念館図書室	閲覧席は利用不可
生涯学習センターけやき	3月7日（日）まで休館
生涯学習センター国府津学習館	3月7日（日）まで休館

**3 イベント**

イベント名	日程	対応	担当
小田原城総構 遺跡見学会	2月13日（土）	中止	文化財課
色々飾ろう！ツリーオブジェ	2月13日（土）	中止	生涯学習課
令和2年度家庭教育講演会（第2回）	2月20日（日）	中止	生涯学習課
折り紙でつくるお雛さま	2月27日（土）	中止	郷土文化館

令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について  
(令和3年2月教育委員会定例会報告分)

資料2

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したもの。

※進捗状況は、「完了」「着手済」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→意見に沿った対応が既に行われている時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手済→意見に対して対応に着手したとき、意見に沿った対応が既に行われているが、十分でないときなどに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→意見について取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手済とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→意見に対応しないと決定した時などに選択。

※網掛けされた欄は、前回の報告から更新や修正をした箇所。

R3.1月末時点

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
学 力 向 上 支 援 事 業	1	人を配置した結果どのような効果があったのか、客観的なデータを示して、目指す姿を見られるようにすべき。	検討中	学力向上について効果を検証する上で、人の配置だけで判断することが難しいため現在検討中である。
	2	人手不足に対して、必要な勤務時間を複数のスタッフでシェアする等の検討が必要である。	完了	雇用の形態を柔軟に行っている。人手が不足している点については解消されていない。
	3	正規職員かそれに準じたくらいの生活ができないために、非常勤職員に応募することが難しいという人もいないか。	検討中	国・県による定数配置が原則であるが、その上でさらに充実させたいところを教科非常勤で対応している。また、実際に勤務されている方も、教員を退職した後の仕事として応募されている方もおり、生活に合わせて勤務している状況もある。応募される方の意向に沿えるよう、柔軟な配置を進めてまいりたい。
	4	英語等で小・中学校両方を担当できる人がいれば、小中を接続する英語指導について有益な実践や知見を市の共有財産として蓄積でき、また職員の収入増加にもなるのではないか。	完了	これまでも中学校の非常勤（英語）を小学校に紹介するなど、市教委として小中全体を見据えた雇用を行っている。また、小学校外国語教育研修会に中学校教諭も参加するなど、小中を接続する英語指導について共有を図る機会を作っている。
	5	遠隔授業やICT指導が今後も拡大していくかもしれない点を考慮すれば、資料作成等のPCやネット設定のスキルを持った方の採用も考慮する必要がある。	未着手	学力向上の観点から、ICTの活用に関する人的配置については考えていない。操作の習熟に係るICT支援員については、令和3年度に配置予定である。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
人権教育事業	1	人権教育移動教室について、学校の希望制ではなく、数年かけて全校に割り振るやり方や、各校一律に予算を配当して希望の事業を実施してもらいやり方など、全校で公平になるように実施すべき。	着手済	人権教育は学校教育全体を通して行っていくものであり、各校で実態に合わせて実施していくことが大切である。「人権教育移動教室」だけではなく、全ての学校で人権の学習がより充実するように、教員研修の内容を吟味したり、県の研修について周知したりしている。 人権教育移動教室については、学校のニーズも踏まえ、実施について検討してまいりたい。
	2	人権教育移動教室が毎年小学校4～5校、中学校が1校程度となっているが、人権は日常的な規範（道徳）と重なりながらも異なる規範であり、発達段階を考慮すれば中学生にこそ必要な指導と言える。希望制ではなく、予算的な問題もあろうが、全中学校で取り組む事業とすべき。	検討中	人権については、「人権教育移動教室」に限らず、必要なテーマについて学ぶことができるように、多様な講師、資料等を紹介できるよう検討してまいりたい。
	3	人権教育移動教室のテーマ、講師、プログラムを増やすよう、県に要望すべき。	検討中	人権については、「人権教育移動教室」に限らず、必要なテーマについて学ぶことができるように、多様な講師、資料等を紹介できるよう検討してまいりたい。 県にも要望してまいりたい。
	4	本事業は先生方の視野を社会的に開いていく意義を持っていると言える。人権教育研修会に参加した先生が各学校でどのような研修を企画運営しているかなどのデータをもとに、年3回の研修会の回数を増やす必要があるのではないか。	着手済	研修会で扱うテーマは、11の分野の中から様々なテーマの人権について取り上げるよう、配慮している。また、県が主催の人権教育指導者養成研修講座など、市以外の研修についても周知している。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
部活動活性化事業	1	部活動指導員は、教員に代わって大会の引率などができるため、教員の負担軽減になる。何年以内に全校配置をするなど、計画を立てて実施していくべき。	着手済	部活動指導員の配置を拡大していけるよう県・国へ働きかけをしている。中長期的な配置計画については、文部科学省からの事務連絡「学校の働き方改革に向けた部活動改革について」で示された部活動改革の方向性や先行研究を参考に、本市での研究を進めてまいりたい。
	2	部活動地域指導者や学校の顧問が、生徒の健全な発達を促す指導について意見交流する組織的な取組が必要である。	着手済	教育指導課が主催する地域指導者研修会において、指導観等について意見交流するワークショップを設定している。（令和2年度は紙上研修のため実施せず）各校では部活動運営委員会が組織されており、学校教育目標や部活動運営方針に準じた運営がなされているほか、地区中学校体育連盟では、各専門部ごとに研修会・講習会を開催している。（令和2年度は計画のうち一部のみ実施）
	3	生徒の意欲付けとともに、指導者たちの教育観・指導観を研鑽する場が必要である。	着手済	各校の部活動運営方針に則り、各部の状況に応じて生徒の自主的な活動を促す指導を心がけている。教育指導課では、部活動地域指導者・教職員等を対象に地域指導者研修会を年2回開催し、指導者としての資質向上に努めている。（令和2年度は紙上研修）
	4	研修等への参加も手当していくためにも、予算の拡大が必要である。	検討中	地域指導者研修会に外部講師等を招へいすることについて、検討してまいりたい。
	5	いわゆる文化系の部活動にも人員配置の必要がある学校があるのではないか。	着手済	令和2年度は、部活動指導員で1名（吹奏楽部①）、地域指導者で4名（吹奏楽部③・パソコン部①）、文化部への人員を配置している。引き続き、各校で必要とする人員の把握に努めてまいりたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
教育 相談 事業	1	「はーもにい」（おだわら子ども若者教育支援センター）に統合したことで、昨年度までと比べてどういったメリットがあったのか、課題があったのか、情報を集めていく必要がある。	着手済	児童生徒や保護者、学校にとって、よりよい相談・支援体制を構築していくため、自己点検及び学校からの聴取等により、今年度の成果や課題等を整理し、次年度以降の運営にいかしてまいりたい。
	2	S N Sでの相談はやっていないとのことだが、今後は考えていく必要がある。 また、メールや電話はハードルが高く、なかなか相談につながらないが、「LINE」は子供たちも気軽にできて、使いやすいので、今後取り入れていくべき。	対応予定なし	県が複数のS N S相談窓口を開設しているため、市として取り組む予定はない。県が開設している相談窓口については、相談カードを学校を通じて配付した他、相談が必要な児童生徒や保護者が利用しやすいよう、市ホームページにリンクするなどして周知している。
	3	一つの分野では解決しない複合的な課題が多いため、他分野へのつながりや情報を持っている職員が必要になる。質の向上のための研修なども必要である。	着手済	市の福祉部局や県立総合教育センター等と連携し、令和2年度中の研修を計画している。
	4	窓口となった方の専門性を向上する事業についての位置付けが十分でない。医療現場の総合診療のように、教育でも幅の広い知見を有する窓口で、各専門家との連携を図っていくための人材を育成する事業も必要である。	検討中	相談業務に携わる職員が医療や福祉等に関する知見を深めていく必要性は感じており、関係機関との連携による研修の実施や、社会福祉士の任用について検討してまいりたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
学校運営協議会推進事業	1	教育委員会として、各地域の実情に応じて、目指す方向やあるべき姿など、各校がそれに向けて取り組んでいく方向性を示すべきである。	着手済	学校運営協議会が設置されている理由について、連絡協議会等を通して教職員に伝えた。 国は、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を目指しており、市としても学校運営協議会と地域活動との連携、整備について検討を進めてまいりたい。
	2	それぞれの学校運営協議会がどのような活動を、どんな雰囲気で行っているのかを教育委員会でしっかり把握し、各学校に考えさせる必要がある。	完了	12月実施の学校運営協議会の推進に関する連絡協議会では、各小学校の取組について情報交換する場を設けた。また、CSマイスターを講師に迎え、各校の取組の参考になる講話をうかがった。
	3	5年くらいの期間をみて評価しても良い。自己評価ではなく、第三者が評価することも必要ではないか。	検討中	評価の方法については、学校の自己評価以外の方法についても検討をしてみたい。
	4	広い視野での考え方や学校づくり、地域づくりの方法については、専門家の意見も必要。地域の人をアドバイザーと名付けるのではなく、プロのアドバイザーを雇う予算も必要である。	着手済	12月の学校運営協議会の推進に関する連絡協議会では、CSマイスターを講師に迎え、専門家の講演を聞いた。学校や地域のニーズを踏まえた上で、よりよいあり方について検討をしてみたい。
	5	中学校に設置するときは、今までのやり方ではなく、目的に対して必要な人材を任命するというモデルを作り、これが理想というかたちを広げていくべき。	検討中	より良い運営のための委員の選定については、研究を進め、それぞれの学校の方針や特色に応じて、委員を選定するように助言をしてみたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
教育ネットワーク整備事業	1	教職員が仕事を自宅に持ち帰ることができる時間を一週間に何日、何時間までといった明確なルールを作成し、教職員の時間外勤務の抑制や健康管理をしていく必要がある。	着手済	令和2年3月に策定した「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」をもとに、時間外勤務の削減に向けて取り組んでいる。在校中だけでなく、持ち帰りでの仕事についても考慮していくべきものではあるが、家庭の事情で持ち帰り仕事にせざるを得ない職員もいるため、一律に持ち帰り仕事に対してルールを策定するのは適切ではないと考えられる。むしろ、時間外勤務が減少するよう研修や報告文書等の削減について進めていくことが必要であるため、引き続き検討してまいりたい。
	2	各校が行っている校内研究などで、重点的にICTを活用した教育や授業づくりを実践研究していく必要がある。	着手済	各校でICT推進チームを作ることや、そのチームの中に校内研究主任を入れることを連絡調整会議でお願いした。ICT支援員による支援の具体的な進め方については業者と検討を進めている。市としては教育研究所の共同研究において平成30～令和元年度の「ICTを活用した授業作りに関する研究」の成果をふまえ、令和3～4年度に「ICTを活用した個に応じた指導に関する研究」「ICTを活用した対話的な学びに関する研究」を進める予定である。
	3	教員が自宅でログインした時間を学校長や教育委員会が定期的にチェックできるシステムが必要である。また、長期的には、顔認証システム、二段階認証システム等の導入も検討していくべき。	対応予定なし	校務ネットワーク、学習ネットワークのどちらも教員のログインした時間の把握はできる。 校務ネットワークについては、学校で業務ができない教員用に自宅からリモートでアクセスできるUSBがあるが、各学校に貸与している個数も決まっており、時間外勤務を自宅で実施する目的の物ではない。 学習ネットワークは授業で使用する教材などを扱うもので、ネットワークにアクセスしなくても教材作成は可能であり、ネットワークアクセスだけが自宅での残業に当たるわけではないため、ログを取得し学校へ通知することは考えていない。

議案第 8 号

校長及び教頭の人事異動の内申について

校長及び教頭の人事異動の内申について、議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

# 令和3年度小田原市立小中学校 校長・教頭人事案

令和3年4月1日付

## 【小学校】

NO	学校名	校長名	異動内容	旧所属	教頭名	異動内容	旧所属
1	三の丸	中畑 幹雄	配置換	報徳小	藤本 明美		
2	新 玉	末藤 晃英			岩田真由美	配置換	足柄小
3	足 柄	村田久美子			中山 晋	昇任	市教委
4	芦 子	杉山 尚美			濱島 功	昇任	富士見小
5	大 窪	小宮 俊子			木村 弘子	配置換	曾我小
6	早 川	鈴木 一彦			生垣 麻美	昇任	鴨宮中
7	山 王	堀 賢一郎			劔持 ゆか	配置換	新玉小
8	町 田	西村 彰博			藪 謙二	配置換	大井小
9	久 野	平居 智基	昇任	芦子小	瀬戸 哲子		
10	富 水	高橋 大明	昇任	富水小	山本 礼子	昇任	市教委
11	下府中	納 今日子			力石 清	配置換	早川小
12	桜 井	中島 基行			林 健一郎	配置換	千代小
13	千 代	菴原 晃			秦 睦美	昇任	県教委
14	下曾我	安多 寿子			山口 博		
15	国府津	手塚 高弘			伊藤 由紀	昇任	城北中
16	酒 匂	倉澤 良一			安田恵美子		
17	片 浦	石井美佐子	配置換	市教委	横山 聡		
18	曾 我	椿 清一			新川 典近	昇任	前羽小
19	東富水	米山 好絵	配置換	前羽小	下川 哲也		
20	矢 作	井上 智子	昇任	矢作小	松室 裕	昇任	県教委
21	報 徳	加藤 佳代	昇任	国府津小	小林 敦		
22	豊 川	栞原 光	昇任	下中小	瀬戸由里子		
23	富士見	加藤 裕之			楠 喜久子		
24	前 羽	津田 早紀	配置換	富水小	三島真一郎		
25	下 中	中島 慶太			山田 明子	昇任	下中小

## 【中学校】

NO	学校名	校長名	異動内容	旧所属	教頭名	異動内容	旧所属
1	城山	中島 正視			宮坂 宗篤	昇任	県教委
2	白鷗	稲毛 真弓			綾部 敏信	配置換	酒匂中
3	白山	村上 晃一	昇任	白山中	生月 一良	転任採用	箱根中
4	城南	加藤 直樹	昇任	城北中	中村 栄江		
5	鴨宮	永山 健治	昇任	城山中	北川 誠		
6	千代	栢本 尚之			小野寺敏子		
7	国府津	市川 嘉裕			伊豆浦 貴		
8	酒匂	高松 宗			初瀬川孝夫	配置換	白鷗中
9	泉	小田中大直	配置換	久野小	長谷川弘子		
10	城北	平田 渉			北村しのぶ	配置換	桜井小
11	橋	磯辺 和彦	配置換	県教委	米山由美子		

## 【退職者・校長】

令和3年3月31日  
付

NO	現任校	氏名	備考
1	三の丸小	長澤 貴	定年退職
2	片浦小	星寄 文克	定年退職
3	東富水小	鍋倉 かつみ	定年退職
4	矢作小	石井 智之	定年退職
5	豊川小	大木 敏正	定年退職
6	白山中	西澤 浩之	定年退職
7	鴨宮中	田中 修	定年退職
8	泉中	伊東 宏幸	定年退職
9	橋中	岡部 和明	定年退職

## 【退職者・教頭】

1	山王小	桐原 智子	定年退職
---	-----	-------	------